

「市民の選択と21世紀システム研究会」 の課題—課題設定のためのたたき台—

山口 定（立命館大学政策科学部教授）

本日の私の報告は、この研究会で今後取り上げるべき大きなテーマについて、皆さんのご意見をちょうだいするための手がかりになる簡単な話ということでございます。

1. 新しい市民社会論の台頭

(1) 新市民概念

私どもが以前、解散する前の総評センターの依頼によってまとめた『市民自立の政治戦略』（朝日新聞社、1992）においては、目標概念としての「市民社会（の成熟）」を明確に押し出しました。私がその研究会の座長を務めていた責任上、「新市民宣言」という巻頭の文章を書かせていただきました。私がきょうここで何か話ができるとすれば、その市民社会論との関係からです。実は私の大学の政策科学部は新しい学部で、あまりよその大学にはないような科目をずらりと並べているのですが、一般教育科目に当たるものを「ビジョン形成科目」としまして、「市民社会の形成と成熟」という科目をその科目の中に入れております。その科目を

1934年鹿児島県生まれ
1956年、東京大学法学部政治学科卒。1958年、立命館大学大学院法学研究科修士課程修了。
大阪市立大学教授を経て、現在、立命館大学政策科学部教授。法学博士
専攻はドイツ現代史、政治過程論
主要著書に『ファシズム』（1979 有斐閣）『政治体制』（1989 東大出版会）『ヨーロッパ新右翼』（編者 1998 朝日選書）など多数

私は4年間、悪戦苦闘しながら、担当いたしました。自分の好みに合わない事でもないのですが、そういう仕事の経過からいっても、私の発言は市民社会論的なバイアスがかかっていることがかなり強いのではないかと思います。

実はこの間、立命館大学の人文科学研究所の50周年記念ということもありますし、『戦後50年をどう見るか』という上下2巻本（人文書院、1998）をつくり、政治や経済など、それぞれの領域でこの50年間を総括しました。たまたま私と同僚の宮本憲一さんを含めて4人が編集者となっていますが、この上下2巻本の最後に結びのシンポジウムがありますし、これも企画とコーディネーターともに私でございますが、パネリストは坂本義和さん、山之内靖さん、宮本憲一さん、もう1人は西川長夫さんという最近国民国家を告発する議論を続けておられる方の4人が務めました。一番結びがコーディネーターのまとめになっているわけです。

坂本さんは『相対化の時代』を岩波新書で出されていますが、そこで新しい市民社会論を強く打ち出しておられる。今、世界中で社会学者の仕事と現実の政治運動、社会運動との接点になるところで市民社会論がずいぶんもてはやされていますが、それは89年の「ベルリンの壁」の崩壊以降、あるいはソビエト社会主义崩壊以降の動きであって、そこで展開される市民社会論は、「新しい市民社会論」というべきものです。つまりこれまでの社会科学の歴史の中で積み重ねられたものとは随分違った意味内容

で「市民社会」という概念が使われている面があります。

(2) 市場原理と市民原理の対抗と提携

その違いは、昔はマルクス主義の影響が強かった時代背景もあって、「市民社会」(bürgerliche Gesellschaft)はイコール「ブルジョア社会」と解されてきました。これは私の自説ですが、ドイツ語ではbürgerlicheという用語が「ブルジョア」を意味し、かつ「市民」を意味するという混乱しやすい独特の事情もあります。それに加えて、ヘーゲルが市民社会=「欲望の体系」と言っていることもあるって、従来の市民社会論(とりわけ、わが国)では、「市民社会」イコール「資本主義社会」、あるいは「ブルジョア社会」という使われ方をしてきた。

しかし、今日では、「市民社会」概念はむしろ市場原理を市民の立場からコントロールする仕組みとしてとらえられ、その視点から「市場原理と市民原理の対抗と提携」という論点で考えられるようになっています。そしてどこの国の議論においても、「失われた公共性」をいかにして回復するかという問題意識が市民社会論の中心になっています。

(3) 一国主義を超えた市民社会論

あるいは最近の市民社会論は、「think globally, act locally」というスローガンにもあらわれているように、一国主義的な範疇を超えた「地球市民社会」という設定になっています。このようにマルクスやヘーゲルが論じてきた従前の市民社会論と1989年以降の市民社会論とは内容が違うのだということを、坂本さんは強調されるわけです。

実は私自身も坂本さんと同じ立場でして、しかも『市民自立の政治戦略』の中でそのような主張を書きました。

国際的には89年以降、ユルゲン・ハーバーマス(注；ドイツの代表的な政治哲学者)は『公共性の構造転換』の90年に出た新版の中で、bürgerliche Gesellschaftと区別されるZivil Gesellschaftという概念の説明をしています。またコーエンとアラトーの新しい市民社会論の本が92年に出てもてはやされている(Cohen, J.L. and Arato, A., *Civil Society and Political Theory*, The MIT Press, 1992)。92年に『市民自立の政治戦略』を書くときにはそういうことは未だわが国では知られていなかったのですが、結果的に見ると、世界的にあらわれた大きな動向と同じことを、私どもはこの本で言っていたのだと言えるのではないかと、自負しているわけです。

(4) NPOと市民社会の成熟

さらに95年になって阪神大震災、ボランティア元年、あるいはNPO法の成立ということがありました。そして、そこで噴出して来た日本のNPOは本体のNPOよりは、むしろ「NPOのためのNPO」、つまりNPO支援センターが中心になっているのが現状かと思いますが、その連合体、そこに集まっている人たちが頑張っていることがあります。そしてその中では少なくともこの「新しい市民社会」概念がかなり大きな力を持っている。「自分たちの行動は、市民社会の成熟という目標設定の上に展開しているのだ」ということを主張しておられるリポートがずいぶんあります。

(5) 社会民主主義とニューレーベー

92年当時の議論としてもう一つ「新しい社会民主主義」論がありました。これはドイツ社民党の「ベルリン綱領」(注；1989年ベルリンの壁崩壊直前の党大会で採択)や、社会主義インターの「ストックホルム宣言」に代表されるヨーロッパの社会民主主義の新たな脱皮を示すものでした。89年の大激動の中ではそれ

ほど強烈なインパクトを持たなかった面があるかもしれません、従来の古い社会民主主義が「新しい社会民主主義」に変貌するという新たな国際的潮流の登場でした。これは労働運動を基盤にした運動というだけではなくて、労働運動と市民運動の提携、あるいは「赤と緑の提携」を踏まえた社会民主主義として展開をしようとしました。私どもは日本でもこの問題提起に意味があるのではないかと考え、「市民自立の政治戦略」の中でこの観点を打ち出したことになっているわけです。

ところが、ご存じのように、今日ではイギリスのブレアの「ニューレーバー」、あるいは「センターレフト」というコンセプトが出てきている。「新しい社会民主主義」という言い方ではおさまらない「センターレフト」という問題をどう考えればよいのか。これも難しくかつ微妙な問題です。コーポラティズム論で有名なスウェーデンの積極的労働市場政策の立て役者であったレーン・メイドナーさんが先日日本に来られて、私はたまたま大学でお目にかかったのです。このメイドナーさんにブレア評を聞いたところ、「ブレアはもはや社会民主主義者ではなくって、リベラルに変わったんだ」という言い方をしていました。それでは「社会民主主義」とは何かというと、雇用問題、失業問題と正面から取り組むのが社会民主主義であって、ニューレーバーは必ずしもそうではない。一定の構造的失業は前提にした上でどうするかということになっている、というのが、このスウェーデン社民の理論家のブレア批判です。「社会民主主義」と「ニューレーバー」との関係をどう考えたらいいのかというのは突っ込んで議論して整理しておかないと、実際に運動に関わる中でイデオロギー問題に関心のある場合にはお困りになるのではないかと思います。

2. 「市民の選択と 21 世紀システム研究会」の課題

(1) 21世紀システムのデザイン

この研究会の基本的課題は、生活経済政策研究所のご意向もお伺いして、「新しい危機状況の認識→市民と市民運動を中心的主体とする 21 世紀システムのデザイン→労働運動・市民運動の政策能力の強化への寄与」ができればいいということで、我々の立場から 21 世紀システムをどうデザインするかというのが中心だと思います。

次にこの研究会としてどういう課題設定をしたらいいのかということについての問題提起というより、思いつく項目を並べているうちに、これは幾つかの項目に整理できるなと思って、結果的に、a) 危機認識、b) 理論、c) 改革政治の課題と到達点、d) 主体形成－理念と運動論、e) 政策課題、f) 政治制度改革 (constitutional reform) という項目をたててみました。これは政治学者中心の発想で恐縮ですが、こういう設定が必要ではないかと思ったわけで、それぞれ思いつく範囲でのテーマをあげてみたわけです。

(2) 危機認識

► 30 年代危機との比較

まず「危機認識」についてですが、最近の急速な世界経済の展開の中であらためて危機の深刻さを考えるわけでございます。現在のグローバルな危機をどうとらえるか。私、昔ファシズム論を研究していました。だからと言って今ファシズムになるというようなことを考えていくわけではありませんけれども、30 年代の危機と今の危機とはどう違うのかという歴史的対比をしたいということがあります。現在の危機について、金子勝さんの『世界』（98年10月号）に書かれた明晰な分析を拝見しまし

たら、同じことが書いてあったのですが、アメリカン・モデルによるグローバライゼーションが今のIMF体制等いろいろフリクションを起こしている。そして今のアメリカ中心の体制がいつまで、どういう形で続き得るのかという問題があるのではないか。アジア地域のリージョナルな設定について金子さんがずいぶん突っ込んで書いておられますので、これはいずれあらためてお伺いできると思っています。

▶グローバル・ガバナンス(global governance)の危機

次にグローバル・ガバナンスの危機についてです。ガバナンス論が最近はやりで、私のいる学部ではそういう新しい言葉を真っ先に処理せざるを得ない事情がいろいろありますと、学術情報センター(NACSIS)でどういう論文があるかを調べたことがあるのですが、調べてびっくりしたのは、タイトルの中に「ガバナンス」という言葉が入っている学術論文が、昨年(1997)末の時点で二百数十あったのです。その二百数十のうち8割ぐらいが「コーポレート・ガバナンス」なのです。1割ぐらいが「グローバル・ガバナンス」です。私はそれに対して「シビル・ガバナンス」という言葉をつくって宣伝すべきではないかと思っています。「市民社会論」という言葉がダサイと思われる人があれば、「シビル・ガバナンス論」として打ち出したほうがいいのではないか。市民自治に基づいたガバナンスが問われるというのが山口二郎さんなどのおっしゃっていることの趣旨でもあると思います。『世界』(98年10月号)での山口さんと菅直人さんの対談を読むと、民主党の「市民が主役」というのを「ポピュリズム」だという批判がずいぶんありますが、菅さんは、「自治能力のある人々」のことを「市民」と言っているのであって、自治能力がある人々が中心になるということは、「ポ

ピュリズム」(宮沢喜一氏による菅批判)とはまったく別のことだ、と言っておられます。そういうことを含めたガバナンス論をやらなければいけないのではないかと思います。

本来は「ガバナンス」というのは、IMFとか世界銀行が途上国への援助の条件として出したことから広がっていくわけですが、日本はどういうわけか圧倒的に「コーポレート・ガバナンス」で、しかも日本経済新聞が「企業統治」という日本語をつくって定着させています。大体、「統治」と訳すのがいいかどうか。私は「自己制御能力」とでも言いますか、「統治」と言いたければ「自己統治」と言うべきではないかと思うのです。これも言葉がひとり歩きしている。私の立場からいふと、市民社会論的にシビル・ガバナンスとしてどう据え直すかというのがわれわれの仕事になるのではないかと思っています。

要するにこれまで21世紀のシステムがどうなるかという議論あるいは本はずいぶんたくさんあるわけですが、ごく最近一挙に展開した危機状況を踏まえて、この危機を地球社会がどういうふうに乗り越え、その結果、21世紀はどういう構造変化を特徴とするものになるのだろうかということを解明して、21世紀論をあらためてやり直されなければならないのではないかと思っておりまして、その意味ではこの研究会は大変タイミングがいいと思うわけです。

(3) 理 論

次に、ケインズ主義の限界と可能性とか、市場原理と市民原理の対抗と提携の論点整理、さらにグローバル・ガバナンス論、地球市民社会論、あるいはグローバリゼーションと国民国家、この辺は高橋進さんから教えていただくことを楽しみにしているのですが、一連の大きな問題があると思います。

(4) 改革政治の課題と到達点

次に、あらためて日本の政治改革、行政改革の到達点をどうとらえるか、という問題があります。「政治改革」も、政治家たちが主張していた「政治改革」という意味でカッコをつけて言いたい。我々の立場から政治改革を言うなら、選挙制度改革などの際に議論されなかった問題を含めてずいぶんたくさん残っているのではないかと思います。これは山口二郎さんなどに教えていただけたことではないか。紆余曲折はありましたか、これも自説ですが、行政手続法（93年11月）に始まって製造物責任法（95年7月）、地方分権推進法（95年5月）、環境アセスメント法（97年6月）、NPO法（98年3月）と、この間の政治改革の混乱の過程の中で、中途半端であったり問題をはらんだりしながら一連の立法が行われて、あと情報公開法が国会で継続審議になっている状況（99年5月成立）ですが、一連のこういう法律によって何が、どういう条件が設定されたのかということをあらためて整理し直す必要があるだろうと思います。

また先だって自治労が主催した「地方自治基本法案」についてのシンポジウムが開かれました。篠原一先生が基調報告者だったので私も出席し、資料もいただきました。ご存じのように「市民立法」という言葉ができてきていますが、地方自治基本法案を民主党と社民党を手がかりにして市民立法の次の事例として推進する可能性がないかどうか考えたいということのようです。

(5) 主体形成—理念と運動論

▶労働組合・協同組合運動の脱皮の可能性

それから、これもどなたもがおっしゃることとして、「ボランティア元年」、無党派層の新たな拡大、新しい市民社会論の台頭を踏まえて

運動論・組織論をどう構築するか。それからセンター・レフト、ニューレーバー、社会民主主義との関係、それから労働組合・協同組合運動の脱皮の方向と可能性。私は北欧モデルにはかなりシンパシーを持つ立場なのですが、北欧では協同組合運動が最近実にめざましい展開をしていて、老人たちが集まって住み心地のいい老人ホームを設計して、それを自治体が支援して老人ホームをつくる。協同組合運動という形でそういうのがずいぶん発展してきています。あるいは同じような形で親たちが集まって保育園を設計する活動が盛んです。この面で日本の協同組合運動はどうなっているのだろうか。生活クラブ生協というのはもう一つの時代の壁にぶつかったのか、新たな展開が必要なのかどうかは、住沢博紀さんから教えていただけたことではないでしょうか。

▶個人主義とコミュニティ再生論

その次に、個人主義の行方とコミュニティ再生論、コミュニタリアニズム（communitarianism）をどう位置づけるかということです。これは私、政治思想史の専門家に注文のあることで、communitarianismという言葉がずいぶん一これは専門家の間だけかもしれませんのが広がっているわけですが、その位置づけがもう一つ定かではありません。へたをすればプレ・モダン的な共同体の主張になるものと、ポスト・リバーラルの新たな連帯の構築とがまさり合っていて、そのまま合っているのをどう整理するかをどうも政治思想史の専門家たちがやってくれていないという不満があります。

この間、NPO法ができるから関西で大きなシンポジウムがあったのですが、そのときに基調講演を佐伯啓思（京大教授）さんがやっていた。なぜ最近佐伯啓思さんがクローズアップされてきたのかわかりませんが、佐伯さんの『市民とは誰か』（PHP新書、1997）という本

がありますけれども、その本の中で坂本義和さんをクソミソにやっつけていて、しかもそのやっつけ方が大時代的すぎる。坂本さんの主張は反政府的、反国家的、観念的な旧左翼論と批判されているのです。

NPO問題を含めて、コミュニティ再生論をめぐってリベラルの立場と新しい保守主義の立場とがしのぎを削っているような状況というのがあって、これは先ほどの「市民」という概念をどうとらえるかということにもかかわりますが、ここはもう少し突っ込んだ議論をして整理をする必要があるところではないかと思っています。

(6) 政策課題

▶公共政策と産業政策

労働運動・市民運動の政策能力とそれを支える体制の現状をどうとらえるかという問題の中では、いわゆるシンクタンク問題が重要だと思います。日本では自立したシンクタンクが弱い。本来、連合の運動はそれを乗り越えるということで連合総研ができたと思うのです。日本の労働運動や市民運動の側のシンクタンク問題も踏まえて、どれだけ体制ができているか、なおできていないのか、そのことを考える必要があります。

それから現在の日本の中心的な政策課題、必要とされる公共政策は何か。当面は金融危機の克服が中心課題であり、その蔭に隠されている感がありますが、とりわけ、福祉、環境、情報化に思い切って投資する新しい産業政策が必要であるし、少なくともヨーロッパ並みに失業者がふえかねない状況の中で、職種転換に備える職業訓練制度の確立というのが重要なのではないかでしょうか。ブレアもクリントンも、そしてクリントンがシェレーダーに貸した知恵も職業訓練でして、至るところで職業訓練の問題が出てくるのですが、産業構造の転換に見合った職

業訓練と、その間の生活を保障するシステムをどうやってつくるかというのは、日本の労働運動がこれから取り組まなければならない最大の課題の一つではないでしょうか。

私の大学の顧問であった宮崎勇（前経済企画庁長官）さんは、村山内閣のころは規制緩和関係の政府機関の座長をしていました。あの方は、規制緩和の結果、何百万の失業者が出るのでその覚悟が必要であるという話をして終わりになるので、私はいつも宮崎さんに「そこから先をどうするのか。失業がふえるのをどうするのかということを考えずに規制緩和だけ言うのは無責任ではないか」と言っているのですが、そういうことが労働組合の側からいまはどれだけ取り組まれてきているか。あるいは産業政策の問題も、そもそも公共投資、公共事業の構造を変えるといながら、新社会資本投資だといなながら、いざとなると待ってましたとばかり「こういう案があるんだ」ということできちんとした案が出てくるという状況になくて、通産省は一体何をしているんだという気に私は個人的にはなります。産業政策は重要ではないかと思うのですが、どういう新しい産業構造の転換を選択して推進するか。

▶フェミニズムの目標の具体化

フェミニズムの問題は、私は個人的には日本のフェミニズムはまだ論壇フェミニズムであるという印象をいろいろな機会に強く持っています。フェミニストが具体的な政策を通じてどう改革すべきかという提起が弱いのではないかとかねがね思っています。フェミニストはもっと具体的に目標を設定していただく必要があるのじゃないかと思うのです。

▶政策構想力の重要性と「政策の窓」

市民立法はいいとして、実際には、「政策の窓」をどうあけられるかという難しい問題があ

ります。私は政策科学部の初代の学部長をやらされましたのでいろいろ考えるところがあったのですが、今では学会も幾つかできてきていまして、私も松下圭一さんを会長とした日本公共政策学会の理事としていろいろなことに関係しました。この間、慶應大学と中央大学の総合政策学部と私たちの政策科学部、それに埼玉大学から独立した国立の政策研究大学院大学の代表とシンポジウムをやったのです。私は司会役だったのですが、そのときに慶應大学の曾根泰教さんが、フロアから発言され、政策研究は何を目標にするのか、臨床医をつくるのか建築家をつくるのかという質問をされましたから、私は、日本の政策科学は両方やらなければいけないのだとお答えしました。日本の政策研究はやっと始まったばかりです。「本格的に」という形容詞をつけていいかどうかわからないが、本格的な研究の最初の段階です。アメリカにはすでに三つの研究の発展の段階があるのですが、日本は今始まったばかりですから、アメリカの歴史の中で展開した三つの段階を今全部同時にやらなければいけない。そういう意味では行動科学的な理論に依拠する臨床医の養成だけではなくて、私の言う政策研究の第3段階の要請に応えなければならない。これは構想力の問われる段階です。第1段階が臨床医をつくるための行動科学的な分析ができる時代。第2段階が政策過程論的な分析ができる時代。私たちの学部は第2段階の政策過程論を中心に据えたカリキュラムでスタートしたのですが、スタートした途端にむしろ構想力が問われる局面に変わったのではないかというのが私の説です。そういう意味で構想力の問題が重要です。

次の「政策の窓」というのは政策科学の入門書によく書いてあるのですが、アメリカのキングダムという人が言い出したことです。政策の材料は潜在的にはたくさんあるわけで、そういう一種の混沌状態、その中のどの政策が今やら

なければならぬ政策として浮上するのかといいますと、前の段階は一種の「原子スープ」という生命誕生の前の分子の浮遊状態で、「原子スープ」の中からある特定の政策が浮上して、それが決まっていくにはどういう条件が必要なのかという議論があるのです。

一例を挙げると、地方分権推進法が政治的な混乱状況の中でもとにもかくにも通ったのはなぜなのか、どういう要因が重なったのか。私は関西経済界の宇野収さんの突進と、全国知事会のいろいろな事情があっての奮闘と、東京大学の西尾勝さんの獅子奮迅の努力の三つの要因が結びついた結果で成立したと思います。そして行くところまで行ったのですが、そこでとまってしまった。篠原一さんが言われるような地方自治基本法案、つまり地方自治法そのものを根本的に変えるような次の展開を考え、どうやつたらその突破口を開く状況をつくることができるかを考える必要があると思います。政策そのものを研究して用意しておくことは大事ですけれども、それだけではなくて、どういう状況でその政策が現実化するのか、現実化するための条件はどういうことなのかということを詰めるところまで行かなければいけないのでないかと思ったわけです。

(7) 政治制度改革 (constitutional reform)

これは連邦制の問題、大統領制の問題、首相公選制、国民投票制、あるいは平和基本法など、constitutional reformをどう設定するのかということを大胆に議論する必要があるのでないかということです。 (やまぐち やすし)

(これは98年9月10日に開催された第1回研究会における報告をまとめたものである)